

定住自立圏の形成に関する変更協定書

都 城 市
三 股 町

定住自立圏の形成に関する変更協定書

都城市（以下「甲」という。）と三股町（以下「乙」という。）とは、平成21年10月6日に締結した定住自立圏の形成に関する協定について、次のとおりその一部を変更する協定を締結する。

第3条第1号に次のように加える。

ウ 教育及び文化

(ア) 公共施設の相互利用

a 取組の内容

圏域住民の文化活動やスポーツ活動の活性化等のため、図書館をはじめとする公共施設の相互利用を推進する。

b 甲の役割

図書館をはじめとする圏域の文化施設等の総合利用を推進し、甲の地域の住民に対し、総合的な利用案内等の情報提供を行う。

c 乙の役割

甲が行う圏域の文化施設等の総合利用の推進に協力するとともに、乙の地域の住民に対し、総合的な利用案内等の情報提供を行う。

(イ) 圏域文化の保存・継承・発展

a 取組の内容

圏域住民がその文化・伝統芸能の価値を再認識し、誇りを持つことができるよう、文化・伝統芸能の保存、継承を進め、文化資源としての活用を推進する。

b 甲の役割

圏域住民の文化・伝統芸能の相互理解を深めるため、関連するイベント等を実施する。

c 乙の役割

甲と連携して、圏域住民の文化・伝統芸能の相互理解を深めるため、関連するイベント等を実施する。

(ロ) 特色ある教育の推進

a 取組の内容

圏域の歴史・自然・文化・人材等を活用した特色ある教育を推進するとともに、質の高い教育環境を整備する。

b 甲の役割

圏域の豊富な自然・歴史・文化・人材といった地域資源や高等教育機関を活用した教育を推進するとともに、生涯学習機会の充実を図る。

c 乙の役割

甲と連携して、地域資源や高等教育機関を活用した教育を推進するとともに、生涯学習機会の充実を図る。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成23年12月27日

甲 宮崎県都城市姫城町6街区21号
都城市
代表者 市長

長 節



乙 宮崎県北諸県郡三股町五本松1番地1
三股町
代表者 町長

木佐貫辰生

